

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 2 年 2 月 1 2 日（金）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録			
平成２２年２月１２日		開 会	午前 ９時３０分
		閉 会	午前１０時３０分
出席者	委員	加 藤 明 徳 古 内 明 △米 山 定 克 阿 部 善 博 ○中 村 昌 治 二 木 栄 一 大 沢 洋 子 須 田 毅 藤 井 克 彦 角 尾 彰 央	
	議員	議長 岸 浪 孝 志 副議長 菅 原 康 行 西 村 綾 子	
欠席者		東 條 恵美子	
説明のため出席者		な し	
事務局職員		今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 川野同課調査班副主幹 田中庶務課長	

協 議 事 項	平成２２年相模原市議会３月定例会の運営について (１) 会期 (２) 会議開催日 (３) 代表質問・個人質疑通告期限 (４) 一般質問通告期限 (５) 議事日程 (６) 一般質問通告者数について (７) 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について (８) その他 ①理事者紹介 ②全員協議会の開催について ③部会の開催について ④議員派遣の議決について ⑤委員会行政視察の議決について ⑥６月定例会会議日予定（仮案）について 区選挙管理委員会及び補充員の選出について その他
傍 聴 者	あり
署 名	委員長

午前9時30分 開会

○中村委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は10名で定足数に達している。

本日、東條恵美子委員より欠席の旨通告があるので報告する。

なお、会議規則第104条第1項の規定により、委員外議員として西村綾子議員の出席を求めていることを申し添える。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

平成22年相模原市議会3月定例会の運営について

○中村委員長 3月定例会の運営についてを議題とする。

事務局から資料について説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 3月定例会会議日予定案について説明する。資料1をごらんいただきたい。

初日は2月19日で、施政方針、予算等々の説明がある。なお、本会議終了後、全員協議会をお願いしたい。内容については後ほど説明する。22日月曜日だが、代表質問・個人質疑の通告期限、午後5時までとなっている。本会議2日目は3月1日月曜日で代表質問・個人質疑、同様に2日も代表質問・個人質疑がある。なお、後ほど申し上げるが、人事案件等については、説明から採決までをお願いしたい。委員会だが、4日から翌週の10日まで総務、環境経済、民生、建設、文教、11日には議会運営委員会をお願いしたい。なお、部会だが、4日、総務部会がある。それから11日は、一般質問、包括外部監査の通告期限が、いずれも午後3時となっている。19日、23日、24日が一般質問、最終日は25日で、委員長報告から採決まで行ってもらう。議会だよりのための議会運営委員会は、4月20日火曜日を予定している。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 引き続き、議事日程等について説明する。資料2をごらんいただきたい。

3月定例会付議事件一覧だが、市長から提出される議案等として、議案37件、報告2件、合計39件である。内訳は示してあるとおりである。付議予定案件として、人事8件、報告1件である。

議案の内容について説明する。1ページをごらんいただきたい。

議案第1号平成22年度相模原市一般会計予算は、総額2,340億円、前年度比12.8%増である。

議案第2号から議案第12号までは、11件の特別会計予算である。一般会計、特別会計を合計して、3,983億1,900万円の予算規模である。

議案第13号相模原市特別会計条例及び相模原市減債基金条例の一部を改正する条例については、公債費の一括管理を行うために、公債管理特別会計を設置することに伴い、所要の改正をするものである。

議案第14号相模原市手数料条例の一部を改正する条例については、租税特別措置法施行令に基づく中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の課税の特例制度の適用に当たり、当該審査手数料の改正、汚染土壌処理業の許可の変更の申請、変更の許可の申請に対する審査手数料の規定の追加その他所要の改正である。

3ページをお願いします。議案第15号相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてだが、労働基準法の改正に伴い、1カ月につき60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給率を引き上げる規定、その引き上げ部分の時間外勤務手当を支給することにかえて勤務することを要しないこととすることができる規定の追加をするものである。4ページをお願いします。ちなみに、従前だと100分の125の支給割合だったものが100分の150、また、10時から翌日の午後5時までの深夜帯においては、100分の150が100分の175ということである。

議案第16号相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてだが、市税事務と清掃業務等の特殊勤務手当の支給要件などの見直し、特殊勤務手当の支給要件を追加するための規定の改正その他

所要の改正をするものである。なお、１５号、１６号は、地方公務員法の規定に基づいて、人事委員会の意見を聞かなければならない案件なので、さきの議運でも説明したとおり、人事委員会の意見を聞いて、本会議初日に、その意見の内容を議場に配付したいと考えている。

６ページをお願いします。議案第１７号相模原市立診療所条例についてだが、相模原市立診療所を設置するために所要の定めをするもので、青野原診療所、千木良診療所、藤野診療所の３診療所を設置するものである。

議案第１８号相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター条例についてだが、相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターを設置するために所要の定めをするもので、名称は相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター、場所は相模原市緑区与瀬１０１０番地１、やまのべ館跡地である。設置の目的は、障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援を行い、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行い、障害者の福祉の増進に寄与するものである。施設の概要は示してあるとおりである。

７ページをお願いします。議案第１９号相模原市立児童館条例の一部を改正する条例についてで、田名四ツ谷児童館の廃止をするものである。

議案第２０号相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例についてで、産業集積の形成を促進するために、投下資本額、新規雇用従業員の雇用数に基づく奨励措置を実施することに伴い、大企業の定義の規定の追加、立地の規定の改正、産業集積促進地域の規定の改正、奨励措置の内容及び要件の規定の改正、条例の効力を延長するための規定の改正その他所要の改正である。

議案第２１号相模原市地球温暖化対策推進基金条例についてだが、地球温暖化対策を推進するための財源とするため、基金の設置その他所要の定めをするものである。

議案第２２号相模原市都市公園条例の一部を改正する条例については、相模原麻溝公園競技場に電光掲示盤を設置することに伴い、利用料金の額の規定の追加などをするものである。

議案第２３号相模原市営霊園条例の一部を改正する条例についてだが、峰山霊園に合葬式墓所を設置するため、規定の追加その他所要の改正であ

る。

８ページをお願いします。議案第２４号相模原市景観条例についてだが、魅力ある景観の形成を進めるために、景観法の規定に基づく必要な事項について所用の定めをするものである。

議案第２５号相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例についてだが、並木団地の設置、同団地の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定の追加その他所要の改正である。

議案第２６号包括外部監査契約の締結についてだが、包括外部監査契約を結ぶもので、契約の始期は平成２２年４月１日である。契約の相手は横浜にお住まいの公認会計士、奥津勉さんで、１，５６０万円を上限額とするものである。

議案第２７号不動産の処分については、先ほど議案第１９号児童館条例の一部改正で説明したように、田名四ツ谷児童館を自治会法人田名四ツ谷自治会に無償譲渡するものである。

議案第２８号損害賠償額の決定については、市指定の保存樹林の倒木による事故に係る損害賠償の額を決定するもので、１３８万１，１９２円である。

９ページをお願いします。議案第２９号損害賠償額の決定については、本市救急自動車による交通事故に係る損害賠償の額を決定するもので、２４８万８，６０７円である。

議案第３０号指定管理者の指定については、議案第１７号市立診療所条例でも説明したように、日本赤十字社が平成２２年４月１日から平成２８年３月３１日まで、青野原診療所、千木良診療所、藤野診療所の指定管理を行うものである。

議案第３１号市道の廃止についてだが、都市計画道路大山氷川線道路改良工事に伴う処分として、１路線の廃止を行うものである。

議案第３２号市道の認定についてだが、開発行為１６路線、寄附関係６路線、合計２２路線の認定を行うものである。

議案第３３号平成２１年度相模原市一般会計補正予算第８号だが、１３億２，５００万円の補正増である。

議案第３４号平成２１年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算

も、５，０９０万円の補正増である。

議案第３５号平成２１年度相模原市下水道事業特別会計補正予算は、４億４，２１０万円の減額補正である。

議案第３６号平成２１年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算も、同じく５０万円の減額補正である。

議案第３７号平成２１年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算も、３，４５０万円の減額補正である。

詳細については、お手元に配付した補正予算の概要を御参照いただきたい。

続いて、報告１号専決処分の報告については、工事請負契約金額を変更するもので、都市計画道路大山氷川線道路改良工事の変更で、変更前と変更後で約６，０００万円の増額である。

報告２号専決処分の報告については、道路管理に係る損害賠償額を専決処分したものである。

付議予定案件の人事８件は、固定審査評価審査委員会の委員の選任について、相模原市土地利用審査会の委員の選任について７件、報告１件は、第２期相模原市障害者福祉計画の策定についてである。

２の請願・陳情だが、陳情第３０号栄養教諭の配置促進については、昨年１２月に受け付けたものである。陳情第１号天皇陛下の政治利用に反対することについて、陳情第２号永住外国人への地方参政権付与に反対することについて、陳情第３号常任委員会の傍聴席の位置の改善について、以上４件の陳情が提出されている。

３の監査報告だが、監査報告９件、それから、先ほど説明した包括外部監査報告である。

資料３をごらんいただきたい。閉会中継続審査案件だが、昨年１２月定例会に上程されていた細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求めることについてである。

資料４をごらんいただきたい。３月定例会日程案である。第１日目の２月１９日は、提案理由説明である。

２ページをごらんいただきたい。第２日目の３月１日は代表質問・個人質疑である。

4 ページをごらんいただきたい。3 日目の 3 月 2 日も代表質問・個人質疑、終了後に各議案の委員会付託ということである。

5 ページだが、日程 3 9 から日程 4 6 は、先ほど説明した人事案件である。日程 4 7 は、さきの議運で協議してもらった農業委員会委員の推薦についてで、4 名の推薦をお願いしたいと考えている。

6 ページをごらんいただきたい。4 日目、5 日目、6 日目の 3 日間是一般質問である。

7 日目、最終日 3 月 2 5 日は、委員長報告から採決までお願いしたい。それから、日程 5 4 第 2 期相模原市障害者福祉計画の策定については、ここで報告し、質疑があるようだったら、この場でお願いしたい。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったら願います。

共産党。

○藤井委員 ちょっと説明を聞き漏らしたようだが、障害者福祉計画の策定について報告を受けるということで、本会議場で、こういう行政計画について報告を受けるということはどういうことなのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 障害者基本法第 9 条に、この計画が策定されたときは、市町村長は当該市町村の議会に報告するという規定があり、それに基づく議会への報告である。3 年ぐらい前だったか、本会議で国民保護法を報告しているが、そちらも法律に基づいて報告することだったので、同じような取り扱いとさせてもらう。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 国民保護法のときを思い出してみると、自治体によって、議会での扱い方、パターンが幾つかあったという記憶がある。そういう意味で、障害者基本法の障害者福祉計画についても、議会での扱いは、同じように、いろいろやり方があるのか。

○佐藤議事調査課長 議会に報告するという規定の中で、例えば、議会に報告書を配ることを報告と受けとめたり、本会議ではなくて他の場面で報告する議会もあると聞いている。相模原市議会は、前回の国民保護法のときにもいろいろな協議をしてもらった中で、本会議の中で報告すると

いう議会運営をしているので、今回も同様な取り扱いをさせてもらいたいという話をした。

○中村委員長 いいか。

○藤井委員 はい。

○中村委員長 他にあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。なお、議案第15号及び議案第16号については、地方公務員法第5条第2項の規定により、議会において人事委員会に意見を求め、その結果を本会議初日の議席に配付する。

次に、（6）一般質問通告者数については、資料5のとおりとなるので、確認をお願いする。いいか。――

確認してもらった。

次に、（7）核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についてだが、前回の議運で取り扱いについて持ち帰りとなっていたので、各会派の意見を順に伺っていく。

新政クラブ。

○阿部委員 前に進める方向で検討させてもらえればと思う。

○中村委員長 公明党。

○加藤委員 同じく、私どもとしても、よろしいかと考えている。

○中村委員長 民主クラブ。

○大沢委員 同じである。

○中村委員長 無所属クラブ、文面はわかっているか。

○西村議員 会派としての検討は午後になるので、まだ全会で一致していると言えないので、申しわけない。

○中村委員長 わかった。

市民連合。

○二木委員 前に進める方向で。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 ぜひ、意見書を上げていきたいと考えている。

○中村委員長 創史会。

○古内委員 同じである。

○中村委員長 無所属クラブ以外は意見書を出すという方向性なので、無所属クラブの中での調整はどのくらいでとれるか。

○西村議員 きょう、午後を予定しているが、私個人は基本的に前へ進めてもらって結構だと思っているので、午後に了解をとるようにしたいと思う。

○中村委員長 平和に関してという意見書で、平和でない方がいいという方はいないと思うので、出していく方向性で、もし何かあったときには、私の方まで申し出てもらいたい。

これに関して、案文等はどうするか。

全会一致ということなので、各会派から案文を持ち寄って協議を進める形になると思うが、3月11日に陳情3号を審査する議会運営委員会の日程が入っているので、この議運の場に案文を持ち寄ってもらうとスムーズに進行するように思う。ただ、その日の3時に一般質問通告期限ということがあるので、皆さんの了解がもらえれば、案文を出してもらって、そこで長時間協議するということではないと思うが、何か異議のある会派はあるか。いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、3月11日の議運に、案文を提出する会派は提出願いたい。取りまとめ方法については、3月11日の議運で協議して、今3月議会に議提議案として提出していきたいと思っている。

次に、（8）その他に入る。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 （8）その他について説明する。

①理事者紹介だが、2月19日本会議開会前に、さきの1月14日に発令されている人事委員会事務局長を副市長から紹介したいという申し出があるので、そのようにさせてもらいたいと思う。

②全員協議会の開催についてだが、2月19日本会議終了後に全員協議会を開催させてもらう。内容は、さがみはら都市経営ビジョン・アクションプランの見直しについてである。

裏面をごらんいただきたい。③部会の開催についてだが、総務部会を開催させてもらいたいということで、内容は、市税に係る平成22年度税制

改正の概要についてである。

④議員派遣の議決について、こちらは最終日になるが、資料6をごらんいただきたい。平成22年4月19日に第184回神奈川県市議会議長会定例会が秦野市で再開されるので、菅原副議長を派遣したいということである。

⑤委員会行政視察の議決について、資料7をごらんいただきたい。平成22年度常任委員会調査事項についての表で、常任委員会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、常任委員会調査事項に記載の項目について、他都市の調査を閉会中も行うことができる旨の承認を求めるものである。議会運営委員会、特別委員会も同様としたいという承認を求めるものである。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言はあるか。
無所属クラブ。

○西村議員 アクションプランの具体的な資料はいつごろ出されるのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 基本的な話をすると、開催日3日前までにはお手元に届くということで調整している。

○中村委員長 無所属クラブ。

○西村議員 事前に、現在はまだないと考えていいのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 総務課と細かい調整はまだ進めていないが、総務課も通常の流れとしては、3日前までに議員に配付するという事務スケジュールでやっていると思うので、遅くともその前、ちょっと早目に配付できるようだったら、させてもらいたいと考えている。

○西村議員 了解した。

○中村委員長 他にあるか。
新政クラブ。

○阿部委員 事務局に確認したいが、部会の開催があるということで、部会の開催に至るまでの本市としての手続というか、どんな形で開催になってきたのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 今の質問の趣旨は、この案件が部会にかかることになったいきさつということか。

○阿部委員 全般的な話で構わない。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 部会と全員協議会と大きく2つ、いろいろな話をさせてもらう機会があると思う。全員協議会は、基本的には全体の議員にお知らせすべき案件、部会は、部会に所属している議員に話をするべき案件というふうに、総務課と議会事務局で調整しているのが今までの流れである。今回の市税に係る概要については、毎年度ということで、部会案件ということで取り上げさせてもらった。

○中村委員長 新政クラブ。

○阿部委員 全協にかかるものと部会にかかるもので、各委員会とか議運の場で話を聞く前に、議員の方で何かかわる部分が規定としてあったのかと。例えば委員長とか副委員長とか、この案件について事務局の方で何か相談したりしているのかというところが、ちょっと気になった。別に他意はないので結構である。

○中村委員長 他にあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしければ、事務局の説明どおり確認してもらった。

⑥6月定例会の仮案について、事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 資料8をごらんいただきたい。6月定例会会議日予定仮案だが、5月28日から6月30日まで、会期34日間でお願いしたい。初日が5月28日、提案説明である。7日が代表質問・個人質疑、翌8日が予備日となる。1日あけて、10日から16日まで総務、環境経済、民生、建設、文教、それぞれの委員会が入る。17日が一般質問通告期限午後3時まで、25日、28日、29日の3日間が一般質問、最終日は30日で、議案の採決まで行ってもらう。議会運営委員会は、5月21日午前9時30分からお願いしたい。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったら願います。

いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。



区選挙管理委員及び補充員の選出について

○中村委員長 区選挙管理委員及び補充員についてを議題とする。

前回の議運で持ち帰りになっており、できるだけ早目に決定していこうということだったが、津久井4町の選挙区はいまだに生きており、4月以降も生きる。その際に、1名の選挙区が2つ、2名の選挙区が2つということで、4月1日から9月いっぱいぐらいまで、要するに半年前は補選しないので、その間に不測の事態が生じた場合には、1、1、2、2の定数の区ごとに、即、補欠選挙が実施されることが確認できた。したがって、万全を期すという体制を整えるのであれば、3月中に決定していかなければならないということが1つある。前回、本日の議運の場で持ち帰ったことを出すという話はしていないが、もし、各会派で協議した結果、前回と違ってこんな提案があるということがあったら出してもらいたいのと、できるだけ早期に、区の選挙管理委員及び補充員について決定していかなければいけない。具体的に動きがあれば提案をもらいたいのが1つ、あと、補選の絡みもあるので、どのくらいの時期に決定していったらいいか、各会派の意見があったら伺いたい。

公明党。

○加藤委員 うちの会派としては、前回示した考え方から大きな変更はないが、今、委員長が言われたことを踏まえて、会派でさらに議論を深める中で、時期的な部分についても、なるべく早く結論が出せるように努力していきたいと思う。

○中村委員長 その他、意見があるか。

新政クラブ。

○須田委員 我が会派も公明党と同じで、前回と同じような形で進めている。

○中村委員長 特に時期についてはいいか。

○須田委員 まだ。

○中村委員長 無所属クラブ。

○西村議員 下話的な話の中で、以前は議会推薦ではなくて、現在は議会推薦となっているということだが、議員が選挙にかかわるのは本当ではないのではないかという意見も出されて、その場合に、例えば選挙とか別の方法をとることは、現状、法律とか規則の関係ではどうなのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 選挙管理委員会委員の選出は、自治法上の規定により、地方公共団体の議会において、これを選挙するという規定があるので、選挙しなければ選出できない。選挙の方法は投票によるのか指名推選によるのかというのはまた別にあるが、いずれにしても、議会の中で選挙するという規定である。

○中村委員長 無所属クラブ。

○西村議員 現状、選挙に立てる立候補者というか、そういう推薦を何らかの形で出さないと選挙にならないということは便宜上非常によくわかるが、では、どこが推薦すれば妥当かというところは、会派の中でも非常に難しいという話になった。最終的に議会で選挙となれば、そこへの推薦の方法はいろいろあっていいのか。——わかった。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 会派推薦あるいは政党推薦というやり方と、そうではなく別な団体の意向にゆだねるみたいな考え方が改めて出てきているので、お願いだが、これは結構、その地域の政治的風土にかかわる問題だと思う。例えば政令指定都市では、現在どんな状況になっているのかを改めて見ておきたいので、参考資料としてもらえたらと思う。

○中村委員長 現在、事務局にそういう資料はあるか。
議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 政令市全体でどのような状況になっているかという資料は特にない。今、手元に資料がないので答えられないが、県内2政令市に話を伺った経過はある。

○中村委員長 それでは、県内2政令市だけではなかなか判断が難しいと思うので、プラス幾つか、例えば合併で政令市に移行した政令市等の資料を事務局で作成してもらって、各会派に配付してもらいたい。皆さん

の合意をもらえれば、大変恐縮だが、3月11日、そんなに長い時間をとらないでまとめていければと思う。政令市初めての予算議会ということで、予算部分の審査に力を入れなければいけないのは十分承知した上だが、やはり、できるだけ万全な体制で臨めたらと思うので、若干のお時間、協力してもらいたいと思う。いいか。

無所属クラブ。

○西村議員 その場合、先ほど委員長が提起した津久井4町をどう処遇するかも含めて意見をまとめてくるということか。

○中村委員長 新しい各区の選挙管理委員もしくは補充員の選考方法についてを出してもらえれば、処遇の部分については特に問題ない。

無所属クラブ。

○西村議員 選考方法は確定するが、実際の選挙は先のことからダブらないということか。

○中村委員長 事務局の説明にあったように、選挙管理委員の選挙は、どこかの議会でやらなければいけない。不測の事態、欠員が生じなければ問題は無い。

無所属クラブ。

○西村議員 不測の事態が起こるか起こらないかわからないが、起こることを想定して決める場合に、今の話だと、9月まではどうしてもそういう用意をしておかなければいけないということになると、9月以降に新しい選管を決めないとダブってしまう。そこは何か方法を決めなくて、両立させておいても大丈夫なのか。

○中村委員長 ちょっと意味合いが違うが、相模原市全体の選挙管理委員会があって、これから3区の区ごとの選挙管理委員会委員、補充員について、今どういうふうに決めていこうかということで、4月から9月の間に欠員が生じた場合、区の選挙管理委員会が補欠選挙をしなければいけないので、何かあったときに、すぐ動ける組織をつくっておいた方がいいだろうということで話をしている。区の選挙管理委員の任期は4年なので、一度設置すると4年間の任期は法律上変わらない。例えば、ことしの10月以降に衆議院の解散があったとすれば、区の選挙管理委員会が選挙を仕切ることになるので、あくまでも任期は4年である。

無所属クラブ。

○西村議員 先ほどの委員長の話では、津久井４地域の選管が生きていると。

○中村委員長 選挙区が生きている、選管は関係ない。

○西村議員 そういうことか。

○中村委員長 ３月３１日までに不測の事態が生じた場合には市の選管が対応する。

無所属クラブ。

○西村議員 了解した。そうすると、今のままだったら、今の選管が直接、津久井地域で不測の事態が起こったときは取り仕切るが、変更になった場合は、緑区の選管が津久井地域の補充選挙について責任をとるということか。

○中村委員長 そうである。

○西村議員 わかった。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 確認したいが、旧津久井郡４町の２、２、１、１の選挙区の中でもし欠員が生じた場合に、すぐ選挙になる。そのときに、例えば３月の時点で緑区の選挙管理委員が選ばれていれば緑区選挙管理委員会が執行するが、選ばれていなくて６月議会とかにならざるを得なかった場合には、現在の全市一本の選挙管理委員会が執行するという理解でいいのか。

○中村委員長 ３月議会で選挙管理委員を選出しなくても大丈夫だが、万全を期すという意味では、やはり政令市になろうとする議会のスタンスとして、不測の事態にも、きちっと対応した体制をとった方がいいだろうという気持ちがあった。３月議会で区選挙管理委員の選出ができなかった場合、不測の事態には市の選管が代行して、選挙を仕切る形になる。ただ、形としては、政令市になったのに、なぜ区の選管がという話にもなるだろうから、もし話し合いがまとまるようだったら、少し進めてもらいたいということである。

無所属クラブ。

○西村議員 全市の選管はずっと継続して存続しているわけだから、例えば緑区以外の不測の事態が政令指定都市のもとであったとしても、対

応はできると考えていいのか。

○中村委員長 市全体の選管は昨年１２月から４年間の任期があるので対応できる。

無所属クラブ。

○西村議員 やった方がよりいいだろうという委員長の意見はよくわかったが、ただ、具体的に言えば、市議会選挙、県議会選挙までは区選挙は想定されないわけで、県会、市会の選挙のときにはどうしても必要になるが、それ以前は現存の市全体の選管で対応できるということか。

○中村委員長 具体的には７月に参議院議員選挙が執行されるが、その選挙は区選管が行う。

無所属クラブ。

○西村議員 国政の場合は区が選挙区ではないが、そうなのか。

○中村委員長 事務局、どうか。

議事調査課長。

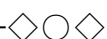
○佐藤議事調査課長 今の話を伺っている中では、例えばことしの７月に参議院選挙が予定されているが、そこは区ごとに選挙する。市議会議員とか県議会議員が区ごとに選出されるのは当然だが、選挙の主体をどこがやるかということで、区の選挙管理委員会が、当該区選挙、投票あるいは開票の扱いを全部やるという規定である。

○中村委員長 無所属クラブ。

○西村議員 立候補者の被選挙区と関係なく、選挙実施ということになるわけか。——ありがとうございました。

○中村委員長 今までの話にあったように、できれば、３月末までに区の選挙管理委員及び補充員の選出をしていきたい。予算議会の審議が忙しい中、大変恐縮だが、３月１１日の議会運営委員会で少し協議してもらって、できれば３月定例会で議決していく。もし、それが難しいようであれば、どこか期限を決めて、５月臨時会には決定していきたいと思っているので、協力をもらいたいと思っている。いかがか。（「了解」と呼ぶ者あり）

確認してもらった。よろしく願います。



その他

○中村委員長 他を議題とする。

これも持ち帰りになっている事項で、本日の会議の中でということは言っていないが、2件ある。全員協議会の規程の制定について、議員定数についてである。もし、各会派持ち帰りになった中で、新しい意見が出せるということであれば伺いたい。

まず、全員協議会の規程の制定について、会派持ち帰りになって協議が少し進んだという会派があったら提案してもらいたい。

先日の議運では持ち帰りのみ伝えて、きょう、この場に持ち寄ってくれという話はしていないので、これについては引き続き協議をするということでもいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

確認してもらった。引き続き、全協についての協議はしたいと思う。

議員定数についてはいかがか。前回の協議では、具体的な数字を示さなかったところもあると思うが、その後の協議で進んだようだったらお願いしたい。できれば、これも3月中に何とかまとめたい。できなくても早期にと考えている。――

特に動きがないようなので、例えば3月議会終了後に1日日にちを設けて決定していくという方法もあるし、3月11日の議運に持ち寄ることもできると思うが、こちらについては、時期的な方向性を少しでも出せたらと考えている。

3月11日は一般質問通告期限が3時ということなので、先ほどの選管の関係を優先したいと思っている。ただ、もう一方で、定数についても、ある程度の時期には決定していきたいという皆さんの気持ちも確認されているので、できたら、3月11日に具体的な数の提案を出してもらえたらありがたいが、会派の中で調整してもらうことは可能か。

公明党。

○加藤委員 数を示してもらいたいという意味は、前回の議運のときに議論した議論を進めるに当たってのベースになる数を示すのか、あるいは具体の数字を示すのか。

○中村委員長 皆さんから提案がなければ46に戻るだけで、自然に

それが議会上程されるということだが、各会派から提案してもらったので、46以外も検討した方がいいだろうという意味で、この協議をしている。したがって、スタートの定数46を基本に協議していくのか、もう一方で、52からどれだけ減らすのかという協議もあった。その辺の数字を若干協議したいのと、もう一步踏み込んで、できたら具体的な数字、ということなので、この定数にしていきたいという提案も、もらえたらありがたいと思っている。ただ、あくまでも、この時期に最優先しなければいけないのは、3月議会の議案及び予算審議と承知しているので、皆様が時間がないということだったら、新たに協議の場を設けて、時間をかけて協議をしていくことも可能である。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブとしては、スタートの数字も、結論としての具体的な数字も出しているので、私どもも皆さんの意見は持ち帰って今検討を続けているが、皆さんも持ち帰って検討を進めて、その進みぐあいにもよるとは思うが、3月11日に持ち寄れるものがあれば、そこで必ずということではなくて、進められるところは進めてもらえたらと思う。

○中村委員長 他の会派の皆さん、いかがか。

非常にボリュームのある予算審査の中なので、できたら持ち寄ってもらうということで、定数に関する時間だけもらうということを知ってもらえたらと思う。その間に、どうしても会派内の調整がとれなかったということだったら、そういう報告を3月11日にもらってもいいと思っているので、皆さんに了解してもらえれば、3月11日の議運の中で議員定数を持ち寄る機会を設けさせてもらう、ただし、これは調整して必ず提出することではなく、できる限り調整して持ち寄ってもらうということで、少しずつでも前に進めたいという意向があるので、協力してもらえたらありがたいが、いかがか。――

確認してもらった。大変忙しい3月予算定例会の中だが、協力してもらえるように、よろしくお願いします。

そのほか、何か発言があったらお願いします。

共産党。

○藤井委員 1月下旬に綾瀬市の民家に厚木基地の空母艦載機の飛行

中に部品が落下して、物損事故ということで、幸いにも人的な事故にはならなかったが、あわやというところだった。これは相模原市の民家ではないが、空母艦載機が飛ぶ地域ということでは共通した問題だと思うし、市としても県や他市とも連携した申し入れもしているようなので、その後の対応も見守ってきたが、やはり、これはいけないと思うので、相模原市議会として、この部品落下事故に関する意見書、具体的には原因究明や再発防止、特に綾瀬市は、原因が究明されない以上は、この部品のついている飛行機は飛ばないでくれとまで言っているのに、そのまま飛んでいるという点は、やはり安全軽視だと思うので、そういうことも含めて織り込めたらと思っている。最近、飛行エリアも拡大しているし、ただ単に南部だけの問題でもないと思うので、意見書を上げられないかと思っている。

○中村委員長 ただいま共産党から、綾瀬市で米軍機から部品が落下したということで、相模原市内にも危険を及ぼす可能性がある、ぜひ意見書を出していくべきということだが、ただいま提案に対して、この場で何か意見があれば伺いたい。――

議運の場で初めての提案なので、各会派に持ち帰って協議してもらうのがいいと思うが、共産党、そういうことでいいか。

共産党。

○藤井委員 もし、何もないと検討しにくいということであれば、案文以前の案文ということで一応はつくってあるので、検討材料として必要であれば出す。

○中村委員長 それでは、共産党が案文を作成しているということなので、各会派の皆さんに配ってもらって、それをもとに各会派の中で協議して、これも3月11月に、どうしていくのかという方向性について、出す、出さないの結論を各会派で持ち寄ってもらいたい。

それでは、共産党には後ほど資料の配付をお願いする。

その他、何か発言があったらお願いします。――

次回の議事運営のための議会運営委員会は、3月11日、陳情審査終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前10時30分 閉会